

任期付職員(情報管理室・課長補佐級)の公募について

人事院事務総局情報管理室

1 公募職種

情報セキュリティ専門官(課長補佐級) 1名
(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)に基づく任期付採用)

2 勤務先

人事院事務総局情報管理室(東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー)

3 任期

令和9年4月1日又は同年5月1日から令和11年3月31日まで(予定)

※ 採用日は内定者と相談のうえ決定します。

※ 採用日から6箇月間は、条件付採用期間となります。その間の勤務成績が良好なときに正式採用となります。

※ 任期付職員法第3条第2項に基づき、採用日から5年を超えない範囲内で任期を更新する場合があります。

4 主な業務内容

- (1) 人事院の保有する情報システム等の情報セキュリティに関する高度かつ専門的な技術的支援、助言
- (2) 情報セキュリティに関する諸規定の策定及び見直しに係る企画立案
- (3) 情報セキュリティ監査の企画及び実施
- (4) 情報セキュリティに関する教育計画の策定及び実施
- (5) 情報セキュリティの脅威及び脆弱性に関する情報の分析並びにこれに基づく施策の推進・改善の企画・実施

5 応募資格

(1) 職務経歴

次のいずれかの職務経験を有すること

(ア) 各府省等の政府機関、地方公共団体又は民間企業において情報セキュリティ対策の推進、情報セキュリティ監査等の実施、情報セキュリティポリシーの策定・運用等の管理業務、プライバシーマーク、ISMS(JIS Q 27001)等の認証取得業務に主務者として携わった経験などを3件以上有すること。*

(イ) 情報セキュリティに関する知見を有しており、各府省等、地方公共団体又は民間企業のネットワーク又は情報システムに関する指揮・監督やコンサルティング業務の経験を5年以上有すること。*

* 政府の情報システムや情報セキュリティに係る方針、政府共通ルール等に係る職務経歴があれば尚可

(2) 資格等

以下のいずれかを満たすこと

① 情報処理安全確保支援士(登録セキスペ)

- ②CISSP
- ③CISM
- ④CCSP
- ⑤CISA
- ⑥PMP
- ⑦情報処理技術者試験(ITSS レベル4以上の試験)
- ⑧ISMS 主任審査員又はプライバシーマーク主任審査員
- ⑨その他これらと同等以上と認められる資格

* ①～⑥については試験合格者を含む

* 実践的サイバー防御演習(SYDER)B-2 コース修了があれば尚可

(3)当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。

(4)日本国籍を有する者

※ なお、以下のいずれかに該当する方は、応募できませんので、あらかじめご了承ください。

① 国家公務員法第38条に規定される以下の項目に該当する者

(ア)拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ)一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ)日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(精神耗弱を原因とするもの以外)

6 給与(令和8年8月現在)

(1)採用時の俸給月額(基本給に相当)は、行政職俸給表(一)1級25号俸(行政職俸給表(一)初任給基準表の一般職(大卒)の区分)を基礎として、採用者が職務経験等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当院の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

【例】

・行政職俸給表(一)の一般職(大卒)区分の適用を受ける 25 年程度の経験年数を有する場合の俸給額(地域手当、本府省業務調整手当を含む。)549,360 円

なお、採用後の勤務実績等に応じて昇給(原則年1回)等があります。

(2)手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき支給されます。

・地域手当(本募集の場合は俸給月額の 20/100)

・扶養手当(子1人につき月額1万3千円等)

・住居手当(月額最高2万8千円)

・通勤手当(任用期間に応じた定期券等の価額(1 箇月あたり最高 15 万円)等)

・超過勤務手当(正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給)

・期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)

参考:国家公務員給与試算ツール

https://www.jinji.go.jp/seisaku/page_00224.html

なお、上記で試算したものはあくまで目安であり、実際の給与額を保証するものではありませんので、その点ご注意ください。

7 勤務時間・休暇

(1)勤務時間は、原則1日7時間 45 分(9時 30 分～18 時 15 分)で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日～年始1月3日は休みです。(休憩時間:正午から 13 時まで)

※ 勤務時間法によるフレックスタイム制の適用有り。

※ テレワークも可能です(事前申請が必要)。

(2)休暇は、年次休暇のほか、病気休暇、特別休暇(夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等)及び介護休暇があります。

※ 年次休暇は、令和9年4月1日採用の場合、15 日になります。

参考:国家公務員の勤務時間・休暇制度等の紹介ページ

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kinmu/kinmujikankyuuka.html>

8 服務

国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)等に基づき守秘義務や兼業制限などが適用されます。

9 選考方法

第1次選考:書類選考

※ 第1次選考の結果は、応募者全員に通知します。

第2次選考:①情報セキュリティに関する口頭試問

②人物試験

※ 第2次選考は令和8年12月上旬を予定。詳細は第1次選考を通過した者に個別に通知します。

10 応募書類

以下の(ア)～(ウ)について、下記 13 記載の連絡先に提出してください。

(ア)履歴書(要顔写真貼付)

(イ)職務経歴書(職名だけでなく、各職名における職務の内容についても記載(A4版1ページ程度))

(ウ)資格を証明できる書類の写し

11 応募締切

令和8年11月27日(金)(必着)

12 その他

(1)採用内定者に選考された場合、最終学歴等の卒業(修了)証明書、在籍した企業等発行の在職証明書及び日本国籍の有無を確認するための住民票記載事項証明書(様式は別途指定します。)を速やかに提出していただくことになります。

(2)人事院職員身分証としてマイナンバーカードを使用するため、勤務に当たってはマイナンバーカードが必要になります。

(3)応募書類の返却は行いませんので、あらかじめご了承ください。(当室において責任をもって

処分します)

13 応募書類提出先及び連絡先

人事院事務総局情報管理室 任期付職員採用担当

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー

電話:03-3581-5311(内線5830)

応募書類は、郵送又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

(1)郵送の場合

上記宛先に郵送してください。封筒の表に「人事院任期付職員(情報管理室)応募書類(課長補佐級)在中」と朱書きしてください。

(2)電子メールの場合

メールアドレス:dxkyuujin-svj8★jinji.go.jp (★を@に置き換えてください。)

※ メールの件名は「任期付職員応募(情報管理室・課長補佐級)」としてください。

※ 提出書類は全てPDF化して添付してください。

※ 送信後2開庁日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)を経過しても当室からの受付確認の返信がない場合は、上記電話番号までご連絡ください。

以 上